平成３０年（フ）第２９３号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目４番12―201号
債務者　生田　妙子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１６７号
埼玉県東松山市加美町４番23号
債務者　島村　喬耶
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第８号
埼玉県秩父市番場町17番18号丸殖ビル202
債務者　内田　　弘
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成３０年（フ）第１６２号
静岡県熱海市西熱海町２丁目１番33―１号
債務者　村山　明美
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第５４５号
さいたま市桜区田島３丁目28番28号　中村ハイツ305
債務者　大久保　覺
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５４６号
さいたま市桜区田島３丁目28番28号　中村ハイツ305
債務者　大久保久美子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６３３号
埼玉県川口市大字伊刈1043番地の３　レオパレス南浦和第23　103号
債務者　小山加代子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６４０号
さいたま市緑区大字三室3031番地11　棚橋方、住民票上の住所埼玉県川口市東川口３丁目３番10号
債務者　鯨井　　薫
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７４６号
さいたま市中央区八王子３丁目12番10号　プレジュール弐番館202
債務者　幸松　晃弘
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２３０号
埼玉県春日部市小渕1186番地３
債務者　田中　正美
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１５５号
埼玉県東松山市大字高坂1916番地193
債務者　志儀　京子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１６１号
埼玉県深谷市緑ケ丘２番22号　マンション唐沢202号
債務者　小島　麻衣（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第２０６号
愛知県岡崎市八帖南町２丁目７番地２
債務者　大澤　啓佑
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１６３号
大阪府貝塚市久保71番地１　レボントゥリはせで２番館102
債務者　大野　正巳
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１７５号
大阪府岸和田市田治米町250番地　府営住宅18棟203号
債務者　河野　　円
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１９２号
大阪府貝塚市麻生中948番地５
債務者　倉岡　美穂（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１９４号
大阪府和泉市上代町776番地の１―639号
債務者　中川　宜久
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２２５号
大阪府泉佐野市高松西１丁目2057番地の１―208、前住所大阪府泉佐野市長滝3529番地（前々住所）滋賀県東近江市東中野町８番28号レオパレス　プレマ・ダーラ108号室
債務者　北村　拓也
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係